

# 『ライフジャケットの着用義務について』

牧野和正



最近よく質問されるのですが、法改正によりボートで釣りに行く際、ライフジャケットを着用しないと罰則を受けるのか?と



12歳未満の子供には必ず着用させて下さい

聞かれます。平成20年4月1日より国交省の法改正が一般のプレジャーボートユーザーに正確に伝わってなく、多数の方々が困惑しているみたいですので、今回この事について説明したいと思います。

まず法改正このライフジャケットの着用が義務となるのは

- ① 水上オートバイに乗船している場合
- ② 小児(12歳未満)が航行中の小型船舶に乗船している場合
- ③ 航行中の小型漁船に二人乗船し漁ろうしている場合

改正されたのは③のみで「小型漁船に一人乗船し漁ろうをしている」つまり漁師さんを対象にした法改正なのです。先日のイージス艦の事件でイージス艦側ばかりが悪者にしてきたマスコミ、何故ライフジャケットを着けていない漁師さんのことは報道しないのか?救助に向かうため漁港



犬を乗せる場合着用義務はありませんが最近では愛犬用も市販されています



最近主流のインフレーター式  
水に浸かると自動で膨らむタイプと手動で膨らむタイプがあります

を出発する漁師さんをテレビで見ましたが、誰もライフジャケットは着用していませんでした。イージス艦のミスばかりを報道し、本当の安全、これからの安全の為に事をとりあげるマスコミは一件もなかったのが残念です。

話は少し横にそれてしまいましたが、結論をいいますと...

一般のプレジャーボートのユーザーが一人で乗船してライフジャケットを着用

していても法的な罰則を受けることはありません!しかし瀬戸内で起きた海難死亡事故のうちライフジャケットを着用していたのはわずか6%です。統計的に見ると着用して事故に遭った場合の生存率は84%、着用しないで事故に遭った場合の生存率は24%となっています。

自分の命を守るため、また家族や仲間にも悲しい思いをさせないためにもライフジャケット着用は自分自身の義務と思ひ、必ず着用してください。



船舶の法定備品には上記の様な乗員定数分のライフジャケットを完備しなくてはなりませんしかし実際に使うとなるとカッコよくありませんし、大きな浮力体が邪魔で実用的ではありません



作業の妨げにならない腰に巻くウエストタイプも人気



新製品スポン型ライフジャケット